第116回大阪府大規模小売店舗立地審議会

開催日時 : 令和3年6月8日(火)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、書面形式により開催。

案 件	審議結果等
	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。
(仮称)スーパービバホーム吹田千里丘店 (吹田市)【新設】	大規模小売店舗立地法に基づく意見はないが、留意事項として次のとおり設置者に伝えることが適当である。
	市道千里丘北 1 号線に面した出入口の利用において、来退店車両と歩行者との交錯や右折出庫 が懸念されるので、設置者が届出書で提示した対応策を確実に履行するなど、十分配慮すること。
じゃんぼスクエア富田林店(富田林市)【変更】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。